

## 阿見町犯罪被害者等支援条例施行規則（案）

### （趣旨）

第1条 この規則は、阿見町犯罪被害者等支援条例(令和8年阿見町条例第〇号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用するものの例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項の犯罪行為をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病であつて、警察への照会等により客観的に確認できるものをいう。

(3) 死亡被害者 犯罪被害者等のうち、犯罪による被害を受けて死亡した者をいう。

(4) 重傷病被害者 犯罪被害者等のうち、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病であつて、次の要件のいずれにも該当するものを犯罪により被った者をいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上あること。

イ 当該負傷又は疾病の療養のために3日以上入院を要すること(当該疾病が精神疾患である場合にあっては、3日以上労務に服することができないこと。)

### （見舞金の種類及び支給額）

第3条 条例第7条第1項に規定する見舞金の種類及び支給額は、それぞれの当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 重傷病見舞金 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪に起因して死亡した場合において支給する遺族見舞金の額は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から重傷病見舞金の額を控除して得た額とする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡した場合には、遺族見舞金は、支給しない。

### （見舞金の支給対象者）

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 死亡被害者が犯罪被害を受けた日において本町に住所を有する遺族のうち、次条の規定により第1順位の遺族となる者(以下「第1順位遺族」という。)

(2) 重傷病見舞金 重傷病被害者であつて、当該犯罪行為が行われた時に本町に住所を有する者

2 第1項の規定に関わらず、死亡被害者又は重傷病被害者が、当該犯罪行為が発生した時点において、やむを得ない理由により町内に住民登録をせずに居住していた場合は、町内に住所を有していたとみなすことができる。

### （遺族の範囲及び順位）

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、次の各号のいずれかに掲げる者

とする。

(1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下次条において同じ。)

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

4 前3項の規定にかかわらず、遺族見舞金の支給を受けようとする者が社会通念上適切でないとき町長が認めるときは、第1順位遺族から除くものとする。

(見舞金の支給制限)

第6条 町長は、次に掲げる場合に該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この項において「被害者等」という。)と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があつたとき。

ア 配偶者

イ 直系血族

ウ 3親等内の親族

(2) 被害者等に次のいずれかに該当する行為があつたとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 被害者等に次のいずれかに該当する事案があつたとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき町長が認める場合

(見舞金の申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、町長が公簿等によってその事実を確認できる場合は、この限りでない。

(1) 遺族見舞金 阿見町犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第1号。以下この条において「申請書」という。)及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日

を証明する書類

イ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類

ウ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類

エ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

カ 申請者が第5条第1項第2号に該当するものであるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

キ 第1順位遺族が2名以上あるときは、阿見町遺族見舞金代表者選任届(様式第2号)

ク その他町長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 申請書及び次に掲げる書類

ア 当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの

イ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類

ウ その他町長が必要と認める書類

(見舞金の申請期限)

第8条 見舞金は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、申請することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期限までに前条の規定による申請ができなかったと町長が認めるときは、その理由の止んだ日から6月以内に限り、見舞金の申請をすることができる。

(見舞金の支給決定)

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、阿見町犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者もしくは関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(見舞金の支払の請求)

第10条 前条の第1項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、見舞金の支給を請求しようとするときは、阿見町犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第11条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金を返還させることができる。

(1) 支給決定後に、第6条第1項各号の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、阿見町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第5号)により、その旨を受給者に通知するものとする。  
(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。